

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 各債務不存在確認請求上告受理事件
国側当事者・国
平成20年2月5日不受理・確定

決 定 事 項

申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項（上告受理の申立て）に規定する事由に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、第●●号、平成19年2月16日判決、本資料257号－25・順号10634）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年9月20日判決、本資料257号－174・順号10783）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

【決定】 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年2月5日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

申 立 人	甲
申 立 人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	前田 康行
相 手 方	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
同指定代理人	林 聡司